



第2章 計画の目標



第2章 計画の目標

第1節 目指すべき環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

私たちのふるさと大分は、全国に誇れる豊かな自然環境に恵まれています。この県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくことは、私たち県民の責務です。

将来にわたってこの豊かな自然の恵みを享受し続けるためには、この恵み豊かで快適な環境が、かけがえのないものであることを深く認識し、私たち一人ひとりが、自ら考え行動することが重要です。

環境と経済の好循環を目指しつつ、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」を踏まえた「**自然共生社会***づくり」、大気・水・廃棄物等の環境への負荷を押さえた「**循環型社会***づくり」、人類の生存を脅かす地球温暖化対策としての「**脱炭素社会づくり**」に向けて、県民総参加で環境保全活動に取り組むことが必要です。

特に、近年の高温による動植物の分布域の変化、農作物の品質低下や降水量の増加等を引き起こす地球温暖化への対策には、IPCCの報告や、パリ協定の目標達成に向けた国の取組も見据えつつ、**温室効果ガス排出実質ゼロ***に向けて、これまで以上に、県民、事業者、行政が主体的に行動し、取組を加速させる必要があります。

このような認識に立ち、『天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた』を目指して、環境保全活動から地域活性化を図る「**おおいたうつくし作戦**」のもと、県民総参加で知恵と力を結集し、安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに取り組めます。



第2節 計画の基本目標

この計画の目標年度である令和6年度（2024年度）までの間において、「目指すべき環境の将来像」への到達を図るために展開する施策の基本目標は、次のとおりとします。

ここに掲げられた5つの基本目標は、第3章における各種施策の展開により、その達成を図るものです。

また、本計画では、平成27（2015）年9月の国連サミットで、持続可能な世界を実現するため採択された17のゴール・169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取り込みます。本計画の個々の施策が、5つの基本目標の達成の他に、SDGsの各ゴールとどのような関連があるかを示し、複数の課題を統合的に解決していくことを目指します。

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かな自然や生物多様性を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保に努め、豊かな自然と人間とが共生する快適な地域環境を創造し、「自然共生社会」の構築を目指します。



2 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境・土壌等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の資源の効率的・循環的利用などの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた「循環型社会」の構築を目指します。





3 地球温暖化対策の推進

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化対策に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組（緩和策）や温暖化による様々な影響を軽減するための取組（適応策）、エコエネルギーの導入・活用支援、森林吸収源対策を進め、「脱炭素社会」の構築を目指します。



4 環境を守り育てる産業の振興

資源の循環やエネルギー需給に関わる経済活動をビジネスとして成り立たせる環境・エネルギー産業や生態系の維持・保全に寄与してきた農林水産業及び豊かな自然環境を地域資源として活用した観光産業など、環境と密接した産業の支援を行うことで、環境と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和がとれた持続可能な循環型社会」の実現を目指します。



5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

本県の恵み豊かな自然と快適な地域環境を守り育て、将来の世代へ継承するため、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」により、県民意識のさらなる醸成と持続可能な活動基盤づくりに取り組み、「持続可能な地域づくり」の実現を目指します。



